

西ドイツと比較した 日本の戦争責任問題のいくつかの特徴

大塚 讓

「一」

私の話のテーマは、第一にいわゆる日本の「戦争責任の問題」を、類似した歴史的経験をもち西ドイツとの比較において考えてみたいこと、第二に戦争責任の問題がこれに直接かわらなかつた世代によつてどのように継承されて行くべきかという問題、つまり戦争責任の世代間継承の問題に少し触れてみたいこと、大雑把に言うところの二点です。

こうした問題を扱うのは一介のドイツ語教師には少々荷が勝ち過ぎた作業ですが、昨年（一九八八年）九月に天皇が病床に就いて以来日本列島を覆い尽くしたあの異様な自粛ムードに対する思いが、年来の西ドイツ社会への関心と共鳴現象を呈し始めまして、それ以来「戦後における第二次世界大戦の踏まえ方」を軸に据えて日本と西ドイツを比較する作業を少し

ずつ進めるに至りました。今回の問題提起はこうした作業の言わば最初の未熟な所産でありまして、少々大風呂敷を広げますが後ほど種々御批判いただければ幸いと存じます。

「二」

話の進め方についてですが、戦後日本における戦争責任の問われ方の特徴を三点に分けてお話しし、その都度西ドイツと比較対照してみたいと思います。総体的に言つて、西ドイツの方が日本よりも原則的な意味ではるかに自己批判的に戦後を生きて来たのではないかと思われれます。西ドイツの場合、戦争の被害を被つた周囲のすべての国々から厳しい批判を受けたのはもちろんですが、戦中に国内外にあったドイツ人自身の批判勢力が戦後強い影響力を持ち、

その意味で西ドイツ社会がより強靱な自浄能力を備えていたことも忘れられてはならないでしょう。

戦後日本における戦争責任問題の第一の特徴は、最高責任者の責任が曖昧にされたということです。最高責任者という点、まず第一に天皇ということになります。確かに天皇に最高責任があったか否かをめぐっては色々な議論があります。しかし帝国憲法を見ても、天皇は主権者として統治権と統帥権の総攬者であり、本来国務大臣の輔弼によって行われるべき統治権については一応立憲君主であるからひとまず措くとしても、天皇が「輔弼者として代わって責任を負う機関を持つ」（家永三郎『戦争責任』）たず何者の制肘をも受けなかった統帥権（いわゆる「統帥権の独立」）については「専制君主であることを免れなかった」（家永、同書）以上、天皇は主権を直接的に行使しまたそれに応じて究極的な責任の帰せられるべき存在であったはずで、確かに国内法的には君主無答責の規定（帝国憲法第三条）によって法律上の責任は問えないとしても、国際法上は話が別で、事実外国から戦争責任を追及された君主の例（第一次大戦後のドイツ皇帝ヴィルヘルム二世）があります。（以上、主に家永参照）

具体的な事例に照らしても、天皇が自らの意思によって決定を下したいくつかの事実が知られていますし、また常に最新の情報に接していたという証言にも事欠きません。しかしながらこうした具体的証拠を云々するまでもなく、天皇が開戦に同意せずまた詔勅にも署名しなければあのよう戦争にならなかったことは自明です。この点について小田実（小説家、市民運動家）はハンコを押すことに譬えてズバリ核心を衝くことを述べておられます。つまり日常生活において一端判を突いてしまえば、「だまされた」だの「事情をよく知らなかった」だのといった後からのどんな弁解も通用せず、結果責任を甘んじて受けなければならぬ、天皇の戦争責任もこれと同じことだ、それが人間生活の常識というものだ、ということです（一九七七年、法学セミナー増刊・総合特集「シリーズ」）。天皇の名において戦争が開始され、天皇の名において人々は戦場に駆り出されて殺戮し負傷し命を失い、戦場となった国々の人々は天皇の名において家を焼かれまた殺され、時には国を奪われて日本の植民地の天皇の赤子となったことは動かぬ事実です。結果責任は自明です。天皇の名において戦場に駆り出され人々の中には、あまりにも理不

尽な責任の追及を受けた例があります。個々の連合
国による軍事裁判であるいわゆるBC級戦犯裁判に
おいて千名に近い日本人兵士（日本人兵士として召
集された朝鮮人兵士、台湾人兵士を含む）が処刑さ
れていますが、その中には、人道的に明らかに誤っ
ている命令に対する服従を罰するいわゆるニュール
ンベルク原則によって極刑に処せられた多くの一般
兵士が含まれていると言われています。つまり彼ら
は、意思の働く余地の無い絶対服従を強いられてい
たにもかかわらず、自立した意思の持主として裁か
れたわけです。このことだけを取っても、天皇機関
説風の責任回避は一切通用しないはずで、まして
や天皇自身の意思の発動を示す証拠もあるというこ
とですから、これについて口を拭いているとすれば
一個の人間としても実に無節操と言うべきです。
実際、天皇の存在は対日占領政策遂行上の戦略的観
点から見ても一〇〇万人の将兵に相当する治安維持効
果がある、というアメリカの政治的判断によって天
皇の訴追が辛くも回避された事実はかなり広く知ら
れております。すなわち他の連合国はおおむね訴追
すべしという考えであり、またアメリカでもギャロ
ップ調査によると国民の八割近くが天皇の処刑に賛

成しておりましたが、アメリカ政府部内で意思統一
が出来なかつたので止む無く占領軍司令官マッカー
サー元帥に最終判断が委ねられたと言われておりま
す。いずれにしても、天皇は東京裁判という司法上
の裁きの席に着くことなく、アメリカの占領政策上
の政治的判断によって戦争責任の追及から免れたわ
けで、このことと、さらにそれに付け加えてその後
日本国民自身の手による公的な責任追及が行われな
かったことが、日本人の戦後精神の荒廃をもたら
して来た最大の要因のように思われます。

一九四六年から一九四八年にかけての東京裁判にお
いて、極刑に処せられた東条英機以下七名を含む二
五名のA級戦犯容疑者が有罪判決を受けましたが、
東条以下が処刑された翌日（一九四八年一月二四
日）には岸信介、児玉誉士夫、笹川良一ら一九名の
A級戦犯容疑者が不起訴・釈放となっております。
これは、絶対平和主義的な立場から戦争犯罪を裁き
日本の民主化を推し進めようとした連合国側の、と
りわけアメリカの当初の意図が大幅に後退し、むし
ろ東西両陣営の対立の激化の中で出来るだけ早く日
本を西側陣営に組み入れようとするなりふり構わぬ
政治的・軍事的意図が事態を左右したことをあから

さまに物語っております。以上はアメリカの政治的意図に発する最高責任者たちの責任の曖昧化ということですが、最高責任者たち自身が責任を曖昧化することによって保身を図ったと見られるいくつかのケースがあります。例えば敗戦処理に当たった皇族首班・東久迩首相は組閣後最初の記者会見（一九四五年八月二三日）で国民に「一億総懺悔」を訴えました。確かに多くの国民は戦争に一方的に動員されたという被害の側面のみにとどまらず、戦争に自ら手を染めたという加害の側面から免れることは困難でしょうが、しかし最高指導者たちがそれに付け込んで一般国民に共同責任を求めるのは、責任の重さの決定的相違から言っても、自らの責任を回避するための極めてたちの悪い論理のすり替え以外の何ものでもありません。もう一つの典型的な例としては、一九四六年一月一日にいわゆる「人間宣言」をした天皇が同年二月から一九五四年にかけて沖繩を除く日本全土を隈無く訪問した「巡幸」が挙げられます。これによって天皇は、敗戦以前の戦争の纏わり付く「現人神」のイメージを払拭し、「人間天皇」「平和天皇」としてイメージ・チェンジを図ったわけです。つまりこれは、国民世論の戦争

責任追及の気運を芽のうちに摘み取り、併せて戦後日本に新たな地歩を獲得するための天皇によるきわめて大胆にして巧妙な政治的パフォーマンスであったと言われております。こうして日本の場合には、アメリカ側の政治的意図による最高指導者たちに対する露骨な免責措置、最高指導者たち自身による巧妙な責任追及の回避、さらには日本国民自身の手になる公的な責任追及作業の欠如等といったいくつかの要因が重なって、最高指導者たちの戦争責任が明確に追及されなまま今日に至り、そのことが戦争認識や社会の民主化をきわめて不徹底なものに押し止めて来たように思われます。

〔三〕

これに対して西ドイツの場合にはどうだったでしょうか。何と云っても一番大きな違いは、各級の多様な裁判が行われたことです。第一に日本の東京裁判と並び称されるA級戦犯を裁いたニュールンベルク裁判、第二にニュールンベルク裁判終了後そこで裁ききれなかった重要戦犯をアメリカ占領地区で裁きたいわゆる継続裁判、第三に各占領地区ごとに行われ、広範な国民にナチスドイツ時代の身の処し方を追及した「非ナチ化裁判」、第四に周辺諸国が独自

に行つた戦犯裁判、第五に講和・独立後今日に至るまで続く西ドイツ自身の手になる「ナチス犯罪追及裁判」、以上五つが挙げられます。特に第五の今日まで続く国内裁判について言うと、情報の蓄積・提供によって訴追を支えて来た「ナチス犯罪追及センター」の功績がきわめて大きいこと、また幾多の紆余曲折を経て一九七九年にナチス殺人犯罪について時効が廃止されたことが大書特筆されるべきであつて、これらの事實は、関係諸国が西ドイツに対していまだに注ぎ続けている監視の目の厳しさを物語るに止まらず、西ドイツ自身が過去への反省の姿勢を保ち続けているその強靱な主体性をはっきり示してもいるように思われます。そしてこの主体性を支えて来たものとしては、例えば政治的信条の左右を問わずかつてナチスと闘つた人々が戦後政治の中樞を占めて来たこと、あるいはマスコミの文字通りの解体・再生といった日本とは根本的に異なる事情が挙げられると思います。もちろん西ドイツの事情が決して理想化するつもりはなく、各級裁判においても日本同様に東西冷戦の激化にともなつて当初の意図からかなり後退した面があつたことは否めませんし、また現今の戦争責任論の在り方、第二次大戦の

踏まえ方についても、かつてのナチスドイツの行為を歴史上の他の残虐行為によって相対化することで過去を葬り去ろうとする新保守主義やネオナチズムの台頭といった危惧すべき逆行現象が一部に見られることも周知の事実です。しかし多くの国民がその責任の重さに応じた裁きの席に着かねばならなかつた点は日本の場合と本質的に異なる点であり、この点で日本の歴史意識は西ドイツのそれと比べてはるかに道義的なきじめを知らないものと言わざるを得ないでしょう。

〔四〕

日本の戦争責任問題の第二の特徴として挙げなければならぬのは、日本がそこを侵略し戦争による惨禍に陥れたアジア諸国に対する責任の放棄の問題です。日本のアジアに対する戦争責任が充分取られて来なかつたことについては、いくつかの要因が複合的に作用していると考えられます。第一に東京裁判において連合国、特にアメリカが、いわゆる「太平洋戦争史観」に立つて、一九四一年一月八日の真珠湾攻撃から一九四五年八月一日の無条件降伏にかけての太平洋戦争中の日本の戦争犯罪、つまり直

接自らが被害を被った戦争犯罪を中心的に裁き、その結果アジア諸国を舞台とした侵略戦争における戦争犯罪の解明がかなり抜け落ちてしまったことが挙げられます。先の大戦については、鶴見俊輔が提唱して以来すでに定着した感がありますが、これを一九三一年の満州事変から一九四五年の日本の敗戦にまで至る一連の戦争と捉えるいわゆる「一五年戦争史観」というものがあり、この史観に立たない限り日本の対外的な戦争責任の全貌は明らかに出来ないと思われれます。東京裁判では、ニュールンベルク裁判とは違って「人道に対する罪」が問われなかったのは、このアメリカの狭い史観のためにアジア諸国に対する戦争犯罪が十分に追及されなかったことと密接に結び付いていると考えられます。第二に多くのアジア諸国が戦後直ぐに独立をめぐる内戦状態に陥り、とても十分な戦犯裁判を行う余裕など無かったことが挙げられます。周囲を独立国に囲まれていた西ドイツの場合とはこの点かなり事情が異なります。第三に講和条約締結の際、日本を一日も早く西側陣営の一員として安定させることを望んでいたアメリカは、日本のアジア諸国に対する賠償負担をそれら諸国の要求を押しさえ込む形で大幅に軽減しま

したが、そのため日本はアジア諸国に対して十分な罪滅ぼしをしない結果となりました。第四にこの軽減された賠償にしても役務と生産物によって支払われたので、これがそのまま日本企業に願っても無い市場開拓の機会を提供し現在の経済的支配にもつながっているという現実、つまりはささやかな罪滅ぼしが転じて新たな罪を産み落としたという現実も忘れてはならないでしょう。

以上のようなわけでアジア諸国に対する日本の戦争責任がきわめて不徹底な形でしか果されていないか、場合によっては全く放棄されているのですが、このような責任放棄と密接に結び付いていると考えられるいくつかの見過ごしには出来ない重要問題があります。第一には日本人の歴史意識に関係することですが、政治的に作られた「無知」も手伝って、国民一般のアジア諸国に対する罪の意識の希薄さが指摘出来ます。第二には、これも歴史意識にかかわるところですが、日本の後発の帝国主義、植民地主義がアジア諸国の抵抗によって敗北したという認識が不十分（逆に言うとは日本が負けたのは連合国、とりわけアメリカに対してであるというおかしな自己満足）であるため、明治以来の「脱亜入欧」風の無限上昇

志向とそれと表裏を成す「アジア蔑視」観が陋固として残存したままであるように思われます。第三には、これは現実の政治的・道義的問題ですが、サハリン残留朝鮮人問題、韓国人被爆者救済の問題、台湾人軍属補償問題といったいわゆる戦後責任の問題があり、いずれも早急な政治的解決が求められています。第四に、アジア諸国の日本認識ということにかかわりますが、アジア諸国は、日本に対する経済的な従属関係の中であって表立っては批判出来ないものの、日本が原則問題として自らの戦争責任に取り組んでは来ずむしろそれを経済的支配の挺に使用ったことに対して内向した根強い不信感を抱いているはずで、この内向した不信感は今後の日本とそれら諸国との関係における重大な潜在的マイナス要因として作用することが懸念されます。

翻って西ドイツの場合を見ると、周囲の戦勝諸国は独立した近代国家であって、戦後直ちに各国が独自に自らに対するナチスドイツの戦争犯罪を裁いたこと、またそれら戦勝諸国は同時に戦後西ドイツの政治的・経済的パートナーでもあったので、西ドイツはそれら諸国の絶えざる批判の目に晒されており、また西ドイツ自身も主体的原則的に過去の克服に取

り組んで来たこと等を考えれば、近隣諸国との過去の清算という点に関しては日本に引き比べて遥かに原則的に、すなわち全く新しい対等なパートナーシップが構築される方向で推移して来たと言つてよいと思われまゝ。

「五」

日本の戦争責任問題の第三の特徴は、国民一般の戦争体験の整理の仕方をめぐる問題ですが、戦争体験論が一般に被害者意識に閉じこもったものであるという点です。この傾向は、冒頭の方で第一の特徴として挙げたこと、つまり最高責任者たちが責任を取ろうとせず、逆に詭弁を弄して責任の所在をうやむやにしたこと、および今述べたばかりの第二の特徴、つまりアジアに対する加害認識の欠落との両方に深いつながりがあると思ひます。すなわち、日本人の一般的な戦争体験の総括は次のような論理構造を帯びざるを得ないように思われます。確かに国民一般に戦争に対して被害者の面と同時に多少とも加害者の面があったことは否定出来なないでしょう。しかしもちろん大部分の国民には加害者の側面よりは精神的かつ物理的に強制動員された被害者の側面の方が

遙かに大きかったことも動かし難い事実でありましよう。にもかかわらず最高責任者たちが一向に責任を取ろうとしないので、国民一般の物心両面にわたる傷（＝被害）は癒されようもありません。しかしまたその反面、国民一般の加害者としての側面も追及される気遣いは全くなかったので、アジア諸国に対する加害認識の全国的な欠落が象徴しているように、国民の側でも自らのそれを含めた戦争責任問題全体に目をつぶって来たと言えます。こうした戦争の総括から現出して来るのは、内向する戦争体験論、歴史的・社会的・政治的な視野の広がりや能動性とはおよそ無縁な、被害者意識に閉じこもった戦争体験論であろうと思います。責任問題にけじめを付けようとせず、その意味では根底において社会正義を志向しない、泣寝入りと居直りの絢（な）い交（ま）ぜになつた不毛な戦争体験論であろうと思いません。

これに対して西ドイツの場合を見てみると、そもそも国家存立の基本方針として反ナチズム、反ファシズムが謳われており、過去への反省が公的営みとして行われている点は、政府与党が先頭に立って過去の真実を隠蔽し既成事実を積み重ねて搦手から過

去の復活を策動する日本とは大いに異なっていると
言えましよう。とりわけ西ドイツの学校ではナチス
ドイツ時代の歴史的眞実を段階を踏んで包み隠さず
に教えており、それによって過去への反省の次代へ
の継承に努めております。また開戦や敗戦の日をは
じめとする各種記念日には、過去を反省的に回顧し
未来への戒めとする営みが続けられているようです。
これらのことから言える一番重要な点は、西ドイツ
では自らの加害の側面を直視する姿勢が国民的な伝
統となっており、だからこそ戦争の総括が社会的・
政治的な変革に結び付いて来たと考えられます。日
本の問題点を浮き彫りにするために西ドイツの場合
を多少理想化・単純化しすぎたきらいはありますが、
大筋に間違いは無いつもりです。

〔六〕

最後に「今後の課題」に少し触れて話を締め括る
うと思えます。まず「戦争責任の世代間継承」、つ
まり戦争を直接経験しなかった世代にとっての戦争
責任の問題に触れておきたいと思えます。ご存じの
方も少なくないと思われませんが、西ドイツのヴァイ
ツゼッカー大統領が一九八五年五月八日の四〇回目

の敗戦記念日に行った演説は、世界的に大きな反響を呼び起こし、多くの国々で翻訳が出版されたり西ドイツの多くの州で教材に採用されたりいたしました。その中で大統領は、戦争を経験していない世代は直接手を下さなかったのだから明らかに罪は無い、しかしドイツ人である以上「全員が過去からの帰結に関り合っており、過去に対する責任を負わされている」と述べて、いわゆる戦無派世代にも過去の真実を直視しそれを踏まえた行動をする責任があることを強く示唆しております。戦争責任の世代間継承の問題は、特に俗に「国際化の時代」と呼ばれる現代世界において、社会的・国際的洞察力を備えた賢明な市民を輩出するうえできわめて重要な公的課題であろうと思われれます。しかし日本においては、残念ながら全く逆に、むしろ愚民をこそ欲する自民党・文部省が、過去の真実に対して若い世代に目隠しをすることによって世代間分断を図って来たことは周知の事実です。

次に、これで本当に最後になりますが、「昭和天皇の戦争責任の公的確認」ということが、遅きに失してはおりますが、やはり今後の最重要課題であろうと思えます。戦争の最高責任者たち、とりわけ先の

天皇が明確に責任を明らかにし、その責任にふさわしい行動を取らなかったことが、戦後日本の歩み全体を歪め毒して来たことは紛れも無い真実ではないでしょうか。そのことが、社会正義（社会的公正）を軽んじ、泣寝入りと居直りがはびこり、言葉が力を持たない今の世の中を作った元凶のように思われてなりません。今となっては直接責任を問いただす術もありませんが、「天皇に戦争責任があった」という理解が、公的な認識として、いわば国民の常識として確立されて行くことが、日本国民が言葉の本来の意味で主権者となって行き、また信義を尊ぶ隣人として他国からも迎え入れられるようになって行く所以であると信じます。長い間ご清聴ありがとうございました。

「付記」この小論は、一九八九年八月一日に小樽市の道新ホールで催された「8・15戦争を考える市民の集い」において筆者が行った問題提起に若干加筆訂正を施したものである。一部を除いて参考文献を明記しなかったが、非常に多くの文献、論文等の恩恵を被っていることを付記しておく。